

浜田市地域交流プラザまんてんの一部行政財産使用について

現在休業中の浜田市地域交流プラザまんてんにおいて、次のとおり使用許可しましたので、情報提供いたします。

1. 概 要 島根あさひ社会復帰促進センターの民間運営事業者による施設一部を仮事務所として使用（行政財産の目的外使用）
2. 使 用 者 株式会社大林組広島工事事務所
3. 使用目的 島根あさひ社会復帰促進センター運営に伴う施設改修を行うための仮事務所
4. 使用期間 令和7年4月1日～令和7年10月31日（7か月）
5. 使 用 料 243,870 円（行政財産使用料条例に基づき、土地・建物の使用料を算定）
※別途、光熱水費は実費使用分を徴収
6. 使用場所 旧物品販売部分 180 m²、駐車場 8 台分 100 m²
7. そ の 他 一般利用（トイレ、ごうぎん ATM、自動販売機）及び団体等によるイベント利用への影響はありません

